平成２２年（フ）第４１号
青森県南津軽郡藤崎町大字水木字水上63番地
町営住宅２Ａ－１
債務者　福川　定市
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４５号
青森県弘前市大字青山１丁目９番地１　宮園第２Ｃアパート104号
債務者　外崎　昭二
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２７号
神奈川県横須賀市二葉２丁目13番Ｂ―201号
債務者　深澤　宏子（旧姓峰岸）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市田浦大作町39番地
債務者　ゴールバン　シルデ　マヌーチェ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０号
神奈川県横須賀市田浦大作町39番地
債務者　伊東美香子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番16―1008号
債務者　前田　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第８８９号
熊本市田迎６丁目９番１―707号
債務者　宮本　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９９５号
熊本市山ノ内１丁目２―70、住民票上の住所
熊本市八反田３丁目23番18号
債務者　糸瀬　利子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０８４号
熊本市土河原町３番地６
債務者　野村　次雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０８５号
熊本市土河原町３番地６
債務者　野村シノブ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０８６号
熊本市改寄町2457番地11
債務者　村上　雅春
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１４４号
熊本市龍田弓削１丁目29番８号　クレインハイツ103号
債務者　阿部　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８号
熊本県合志市豊岡2000番地1646　コーポシャインⅡ203号
債務者　中川　里美（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７号
熊本市楡木３丁目11番58号
債務者　渡邉　　優
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７３号
熊本県宇土市松山町2500番地３　パークヒルズＫ101
債務者　平道麻由美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７７号
熊本市黒髪３丁目13番９号
債務者　吉田　羊子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８９号
熊本市江津２丁目10番９―11号
債務者　渡邉　朝昭
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７６号
熊本市富合町大町408番地３
債務者　古賀　信子（旧姓田浦）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部